

第 5 2 2 回岡山地方最低賃金審議会

議 事 要 旨

1 日 時

令和 8 年 8 月 6 日（木曜日） 午後 4 時 20 分～

2 場 所

岡山市北区下石井 2－6－41

ピュアリティまきび 3 階橘

3 出席者

公 益 委 員 ： 4 人（欠席 1 人）

労働者側委員 ： 5 人

使用者側委員 ： 5 人

4 審議事項

- （1）岡山県最低賃金額の審議について
- （2）今後の審議日程について
- （3）その他

5 議事要旨

（1）岡山県最低賃金額の審議について

ア 岡山県最低賃金専門部会部会長から審議会会長に対して専門部会報告書が手交され、審議状況について以下のとおり報告が行われた。

- ・最低賃金と生活保護との整合性について、岡山県最低賃金は生活保護費を上回っていることを確認したこと。
- ・金額審議に際しては、法定 3 要素、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情等を踏まえ審議を行ったが、労使の間で意見の相違があり合意に至らなかったこと。
- ・そのため、公益委員見解として、時間額 1,104 円、引上額 57 円を提示、また、発効日について法定発効を提示したこと。
- ・公益見解の根拠については、中賃において法定 3 要素をはじめ各種指標を総合的に検討して B ランク 56 円の目安が示されたこと。岡山県においても中賃同様、これら指標を総合的に検討した結果、中賃において出

されたBランク 56 円の目安を基準とすることは妥当と判断。労使の主張を踏まえ、歩み寄りを求めたもの。

- ・この公益見解に対して、労使双方から賛同が得られ、全会一致で結論を得ることが出来たこと。
- ・報告書作成にあたっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押し、最低賃金引上げの環境整備が必要であることから積極的に取り組むことを政府に求める意見を付議し報告書としたこと。

イ 答申について

全会一致により結審したことから、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議が審議会の決議とされており、この審議会で局長あて答申文を手交することとされた。

また、答申文においても意見を付して提出することが確認され、審議会会長から岡山労働局長に対して答申文が手交された。

(2) 今後の審議日程について

事務局より、答申要旨の公示を経て異議の申出が行われた場合、審議会を開催することについて説明、その際別途調整することとされた。

(3) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書
- ・岡山県最低賃金の改正決定について（答申）（案）